

2019/11/12 19:54 現在の情報です。

東京都港区西新橋二丁目7番4号CJビル
CJ ENM Japan株式会社

会社法人等番号	0104-01-058662	
商号	CJ E&M Japan株式会社	平成24年 3月19日変更
		平成24年 4月 4日登記
	CJ ENM Japan株式会社	令和 1年 7月 1日変更
		令和 1年 7月 2日登記
本店	東京都港区西新橋二丁目7番4号CJビル	
公告をする方法	官報に掲載してする。	
	官報に掲載する方法により行う。	平成29年 3月24日変更
		平成29年 4月13日登記
会社成立の年月日	平成17年8月10日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 放送事業全般 2. テレビ・ケーブルテレビ・ラジオ・有線放送等の番組の企画、制作及び運営 3. 映像ソフト・音楽ソフト及びハイビジョン・衛星放送等のニュースメディアソフトの企画、制作、販売ならびに輸出入 4. 書籍・雑誌その他印刷物及び電子出版物の企画、制作、著作権取得、販売ならびに輸出入 5. 芸能人、芸術家及び音楽家等のアーティストの養成、指導、紹介、斡旋、プロモートならびにマネジメント業務 6. キャラクターの企画、デザイン、著作権取得及び販売 7. 各種イベントの企画、制作及び運営 8. テレビ・雑誌及びインターネット等の情報媒体を利用した通信販売、通信販売の仲介業務ならびに情報提供サービス業務 9. インターネット及びコンピューターを利用した音楽の販売システムの開発及び販売 10. 知的所有権（著作権、著作隣接権、商標権、意匠権、実用新案権、特許権、工業所有権その他無体財産権等）の取得、譲渡、使用承諾、販売及び管理業務 <ol style="list-style-type: none"> 11. 広告代理業 12. 広告宣伝に関する企画及び制作 13. 食料品、衣料品、装身具、皮革製品、スポーツ用品及び日用品雑貨の輸出入及び販売 14. 飲食店の経営 15. 前各号に付帯する一切の業務 	
発行可能株式総数	20万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 7万株	平成18年 4月 7日変更
		平成18年 4月27日登記
資本金の額	金8億2000万円	平成18年 4月 7日変更
		平成18年 4月27日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
	当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。 平成29年 3月24日変更	平成29年 4月13日登記
役員に関する事項	取締役 徐 賢 東	平成26年 3月19日重任
		平成26年 4月 9日登記
	取締役 徐 賢 東	平成28年 3月24日重任
		平成28年 7月27日登記
	取締役 徐 賢 東	平成30年 3月22日重任

		平成30年 4月12日登記
取締役	洪 起 聖	平成26年 3月19日就任
		平成26年 4月 9日登記
取締役	洪 起 聖	平成28年 3月24日重任
		平成28年 7月27日登記
		平成29年 3月24日辞任
		平成29年 4月13日登記
取締役	劉 永 敏	平成26年12月17日就任
		平成27年 2月 5日登記
取締役	劉 永 敏	平成28年 3月24日重任
		平成28年 7月27日登記
		平成29年 3月24日辞任
		平成29年 4月13日登記
取締役	松 本 能 和	平成26年12月17日就任
		平成27年 2月 5日登記
取締役	松 本 能 和	平成28年 3月24日重任
		平成28年 7月27日登記
取締役	松 本 能 和	平成30年 3月22日重任
		平成30年 4月12日登記
取締役	李 重 遠	平成26年12月17日就任
		平成27年 2月 5日登記
取締役	李 重 遠	平成28年 3月24日重任
		平成28年 7月27日登記
		平成29年 3月24日辞任
		平成29年 4月13日登記
取締役	安 相 萬	平成29年 3月24日就任
		平成29年 4月13日登記
取締役	安 相 萬	平成30年 3月22日重任
		平成30年 4月12日登記
取締役	張 赫 珍	平成29年 3月24日就任
		平成29年 4月13日登記
取締役	張 赫 珍	平成30年 3月22日重任
		平成30年 4月12日登記
取締役	崔 起 容	平成29年 3月24日就任
		平成29年 4月13日登記
取締役	崔 起 容	平成30年 3月22日重任
		平成30年 4月12日登記
東京都新宿区新宿六丁目27番29-1519号		平成26年12月17日就任
代表取締役	劉 永 敏	平成27年 2月 5日登記

東京都新宿区新宿六丁目27番29-1519号 代表取締役 劉 永 敏	平成28年 3月24日重任
	平成28年 7月27日登記
	平成29年 3月24日辞任
	平成29年 4月13日登記
東京都港区南青山七丁目13番2-304号 代表取締役 安 相 萬	平成29年 3月24日就任
	平成29年 4月13日登記
東京都港区南青山七丁目13番2-304号 代表取締役 安 相 萬	平成30年 3月22日重任
	平成30年 4月12日登記
	平成31年 1月11日辞任
	平成31年 1月28日登記
東京都港区南青山七丁目13番3号高樹町スカイマンション401 代表取締役 徐 賢 東	平成31年 1月11日就任
	平成31年 1月28日登記
監査役 具 寛 謨	平成26年 3月19日重任
	平成26年 4月 9日登記
監査役 具 寛 謨	平成30年 3月22日重任
	平成30年 4月12日登記
監査役 辻 本 陽 之 助 (社外監査役)	平成26年 3月19日重任
	平成26年 4月 9日登記
監査役 辻 本 陽 之 助 (社外監査役)	平成30年 3月22日重任
	平成30年 4月12日登記
監査役 李 鎔 齊 (社外監査役)	平成26年 3月19日重任
	平成26年 4月 9日登記
	平成29年 3月24日辞任
	平成29年 4月13日登記
監査役 梁 熙 燮	平成29年 3月24日就任
	平成29年 4月13日登記
監査役 梁 熙 燮 (社外監査役)	平成30年 3月22日重任
	平成30年 4月12日登記
会計監査人 有限責任あずさ監査法人	平成26年 3月19日重任
	平成26年 4月 9日登記
会計監査人 有限責任あずさ監査法人	平成27年 3月26日重任
	平成28年 7月27日登記
会計監査人 有限責任あずさ監査法人	平成28年 3月24日重任
	平成28年 7月27日登記
会計監査人 有限責任あずさ監査法人	平成29年 3月24日重任
	平成29年 4月13日登記
会計監査人 有限責任あずさ監査法人	平成30年 3月22日重任
	平成30年 4月12日登記

	<p>会計監査人 有限責任あずさ監査法人</p> <p>平成31年 3月22日重任 平成31年 4月10日登記 平成31年 4月26日辞任 令和 1年 5月21日登記</p>
	<p>会計監査人 アスカ監査法人</p> <p>平成31年 4月26日就任 令和 1年 5月21日登記</p>
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役の同意及び取締役会の決議によって、同条第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。</p> <p>平成27年 3月11日更正</p>
	<p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。</p> <p>平成29年 3月24日変更 平成29年 4月13日登記</p>
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当社は、会社法第423条第1項の責任について、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項規定により、当該社外監査役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を結ぶことができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項規定により、会計監査人との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を結ぶことができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする。</p> <p>平成27年 3月11日更正</p>
	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</p> <p>平成29年 3月24日変更 平成29年 4月13日登記</p>
支店	<p>1 大韓民国ソウル特別市江南区永東大路85ギル 20-7、4階414号（大峙洞、友協ビル）</p> <p>令和 1年 6月17日設置 令和 1年 7月 2日登記</p>
取締役会設置会社に関する事項	<p>取締役会設置会社</p> <p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 4日登記</p>
監査役設置会社に関する事項	<p>監査役設置会社</p> <p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 4日登記</p>
監査役会設置会社に関する事項	<p>監査役会設置会社</p> <p>平成19年 4月27日登記</p>

会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成19年 4月27日登記
登記記録に関する事項	設立	平成17年 8月10日登記

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。